

## 三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
三田市健康福祉審議会	(1) 市の健康福祉施策全般に関する事項についての調査審議 (2) 三田市地域福祉審議会、三田市障害福祉審議会、三田市高齢者・介護審議会及び三田市健康審議会の調査審議に属さない健康福祉施策に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで
三田市地域福祉審議会	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市障害福祉審議会	市の障害福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市高齢者・介護審議会	(1) 市の高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき設置する地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議 (3) 介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
三田市健康審議会	市の健康施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年

(委員構成)

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。